

固定式炭酸ガス消火装置の予備品

改正対象

鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

船舶の機関室、貨物区域等に要求される固定式消火装置の 1 つとして、固定式炭酸ガス消火装置が SOLAS 条約にて規定されている。さらに、火災安全設備コード (FSS Code) 6 章において、固定式炭酸ガス消火装置の性能要件が規定されており、当該装置の予備品を備えることが要求されている。本会はこれらを規則に取り入れており、備えるべき予備品の要件を鋼船規則検査要領 R 編に規定している。

鋼船規則検査要領 R 編に規定する予備品の要件は 1985 年以来見直しがされていなかったため、予備品に関する要件の見直しを実施した。

今般、見直しに基づき、関連規定を改める。

改正内容

固定式炭酸ガス消火装置の予備品に関する要件を改める。

施行及び適用

制定日以降に建造契約が行われる船舶に適用

ID: DX24-01

「固定式炭酸ガス消火装置の予備品」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R25 固定式ガス消火装置 R25.2 工学的仕様 (日本籍船舶用) R25.2.1 総則 -1. 規則 R 編 25.2.1-1.(4)にいう「別に定めるところ」とは「高圧ガス保安法」又はこれと同等の規格をいう。 -2. 規則 R 編 25.2.1-2.(3)にいう「本会の適当と認める予備品」とは、全容器分の破壊封板（始動用のもの及びパッキングを含む。）及び全容器の 1/3 分のラプチャディスク（始動用のもの及びパッキングを含む。）、<u>全容器の 1/10 分の再充填に必要なパッキン及びオーリング類並びに保守点検のための工具類</u>をいう。 (省略)	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R25 固定式ガス消火装置 R25.2 工学的仕様 (日本籍船舶用) R25.2.1 総則 -1. 規則 R 編 25.2.1-1.(4)にいう「別に定めるところ」とは「高圧ガス保安法」又はこれと同等の規格をいう -2. 規則 R 編 25.2.1-2.(3)にいう「本会の適当と認める予備品」とは、全容器分の破壊封板（始動用のもの及びパッキングを含む。）及び全容器の 1/3 分のラプチャディスク（始動用のもの及びパッキングを含む。）をいう。 (省略)	

「固定式炭酸ガス消火装置の予備品」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) R25.2.1 総則 -1. 規則 R 編 25.2.1-2.(3)にいう「本会の適当と認める予備品」とは、製造者が推奨する予備品をいう。<u>製造者が推奨する予備品が定められていない場合にあつては、推奨される予備品とは、全容器分の破壊封板（始動用のもの及びパッキングを含む。）及び全容器の 1/3 分のラプチャディスク（始動用のもの及びパッキングを含む。）、全容器の 1/10 分の再充填に必要なパッキン及びオーリング類並びに保守点検のための工具類をいう。</u> (省略) 附 則 1. この達は、〔制定日〕（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日より前に建造契約が行われた船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。	(外国籍船舶用) R25.2.1 総則 -1. 規則 R 編 25.2.1-2.(3)にいう「本会の適当と認める予備品」とは、全容器分の破壊封板（始動用のもの及びパッキングを含む。）及び全容器の 1/3 分のラプチャディスク（始動用のもの及びパッキングを含む。）をいう。 (省略)	